

## 多摩市の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの平均年齢・平均給与

職種	人數	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
技能労務職員	89人	49.7歳	397,478円	476,604円
うち学校調理員	43人	49.8歳	400,167円	477,643円
うち用務員	29人	49.1歳	388,462円	468,476円
その他の技能労務職員	17人	50.3歳	406,058円	487,843円

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものであり、国ベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当などを除く）で計算したものです。

#### (2) 民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与

職種	平均年齢	平均給与月額	調査範囲
調理師	37.7歳	302,500円	東京都
用務員	53.9歳	227,200円	全国

- ※ 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査データを使用しています。  
(平成16～18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の類似職種については、多摩市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは企業規模が10人以上で、かつ、短時間雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでおり、これら雇用形態の他、経験年数、・平均年齢・業務内容においても比較するに充分な条件でない点を含んでいます。

#### (3) 年齢別の人数・平均給料月額

	人数	平均給料月額(円)
～27歳	0	0
28～31歳	0	0
32～35歳	5	267,180
36～39歳	3	298,666
40～43歳	13	362,853
44～47歳	8	394,275
48～51歳	22	410,381
52～55歳	17	423,835
56～59歳	21	430,419
全体	89	397,478

(4) その他技能労務職の給与に関する事項

① 給料表

多摩市一般職の職員の給与に関する条例別表第2「行政職給料表(2)」を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

② 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当の主な内容は、次のとおりです。

ア 地域手当（平成19年4月現在）

区分	多摩市	国	東京都
支給率	給料・扶養の13%	地域区分により、給料・扶養・管理職手当の18%～0%	地域区分により、給料・扶養・管理職手当の13%～0%

イ 扶養手当（平成19年4月現在）

区分	多摩市	国	東京都
配偶者	13,500円	13,000円	13,500円
配偶者以外の扶養親族2人まで	-	各6,000円	各6,000円
配偶者のいない場合の第1子	13,500円	-	-
その他の扶養親族	各7,700円	各6,000円	各5,000円
16歳から22歳の子がいる場合の加算	各4,000円	各4,000円	各4,000円

ウ 住居手当（平成19年4月現在）

区分	多摩市	国	東京都
自己所有住宅	世帯主 10,300円 非世帯主 4,700円	2,500円 自宅新築・購入後5年以内	扶養親族のある場合 9,000円 扶養親族のない場合 8,500円
賃貸住宅		支給限度額 27,000円	

## エ 通勤手当（平成 19 年 4 月）

区分	多摩市	国	東京都
交通機関利用者 (電車、バス等)	原則 6 ヶ月定期券額 を支給	原則 6 ヶ月定期券額 を支給	原則 6 ヶ月定期券額 を支給
交通用具使用者 (車、自転車等)	通勤距離に応じて原 則 6 ヶ月分を一括支 給	通勤距離に応じて原 則 1 ヶ月ごとに一括 支給	通勤距離に応じて原 則 6 ヶ月分を一括支 給

### ③ 昇給基準

職員は、通常 12 ヶ月間良好な成績で勤務したとき昇給しますが、技能主任等に昇任した場合には、この昇給期間が短縮されます。

## 2 基本的な考え方

本市では、これまで「多摩市再構築プラン」を策定し事務事業を見直し、平成 16 年度から 18 年度にかけて、厳しい財政状況に対応するための緊急的な対応として、新規採用職員の凍結（平成 16 年度～平成 18 年度の 3 ヶ年）などを実施してきたことなどにより、平成 11 年から平成 18 年までの 7 年間で職員総数を 90 人（9.2%）削減してきました。

更に平成 19 年には、「多摩市経営改革推進計画」を策定し、新たな支え合いの仕組みの構築を図りながら、組織や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入などを目指しています。また、職員数については、平成 22 年 4 月 1 日における職員総数 776 人（平成 19 年度から平成 22 年度にかけて 113 人の削減）を目標とし、技能労務職員については、退職者不補充や一般事務職への任用替えなどを行ってきました。

今後も業務量に見合った適正な人員配置を行っていきます。

## 3 具体的な取組内容

給与制度は、基本的に東京都人事委員会勧告を踏まえ、東京都制度に準拠しています。今後も国や東京都の公務員制度改革などの社会経済情勢変化を踏まえ、情勢に適応したものとなるよう人事給与制度の必要な見直しを行っていきます。

### （1）給料表について

国、都、他市や民間企業の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行っていきます。

### （2）手当について

手当の支給については、不規則勤務者業務手当や住居手当など、従来より一定の整理を行ってきました。今後も適宜、見直しを行っていきます。

### （3）昇給のあり方

現在、高年齢職員の昇給抑制措置として、56 歳昇給延伸、58 歳昇給停止を行っています。今後も適宜、見直しを行っていきます。